

浜岡5号機における関西電力(株)美浜発電所3号機の二次系配管破損事故時における中央制御室への蒸気浸入事象に係る調査結果について

平成 18 年 3 月 14 日

平成16年8月9日に発生した関西電力株式会社美浜発電所3号機の二次系配管破損事故において、中央制御室制御盤内への蒸気の浸入が認められました。

この事象は、配管破損により噴出した蒸気がタービン建屋に充満し、ケーブル、ケーブルトレイ及び電線管の壁貫通部等のすき間から中央制御室に浸入したものであり、すき間を埋めるシール施工に不適切な箇所があったために発生したとされています。

本事象を受け、原子力安全・保安院から指示文書(※1)が出されました。

当社は、指示に基づき、5号機第1回定期点検にて、中央制御室及びケーブル処理室(※2)につながるケーブル、ケーブルトレイ及び電線管の壁貫通部及び床貫通部(1, 317箇所)の調査を実施しました。その結果、シールの必要な貫通部(※3)(810箇所)に対し、シール施工が適切に実施されていることを確認しました。

なお、今回の調査に合わせ、シールが要求されていない貫通部(507箇所)のうち、シール施工が行われていない箇所に対してもシール施工を行いました。

これらの結果をとりまとめ、本日(3月14日)、「浜岡原子力発電所5号機 中央制御室への蒸気浸入に係る調査結果について」を原子力安全・保安院に提出しました。

- ※1 平成17年4月4日、原子力安全・保安院より、当社を含めた発電用の原子炉施設を有する事業者及び再処理事業者に対し、「中央制御室への蒸気浸入に係る対応について」と題する指示文書が出されました。内容は、中央制御室及びケーブル処理室につながるケーブルトレイ及び電線管の壁貫通部等の必要な箇所にシール施工が確実になされているか調査し、その結果を原子力安全・保安院に報告するというものです。
- ※2 ケーブル処理室は、中央制御室へケーブル等を導くための部屋であり、中央制御室の階下にあります。
- ※3 火災防護上の要求や、換気空調上の要求によりシールが要求される貫通部を指します。

以上